当面のスローガン

- 本年こそ「人権侵害救済法」を制定させよう！
- 狭山再審闘争の勝利をかちとろう！
- 続発する差別事件の糾弾を徹底しよう！

解放新聞 和歌山版

発行所
解放新聞和歌山支局
〒640-8314
和歌山市神前 405-3
TEL 073-473-2301
FAX 073-473-2302
発行責任者
藤　本　哲　史

新体制で解放学校を！

さまざまな課題に向き合い、行動を

第60期県連解放学校を7月5日、和歌山県勤労福祉会館・プラザホープでひらき、各支部から93人が参加した。

基調提案する宮本修作・書記長

はじめに、新たに就任した藤本哲史・執行委員長から「来年から施行される障害者差別解消法にかかわって、これまで何度か学習会を積み重ねてきた。来年から各市町村で具体的な施策が求められるので、改めて学習したい。また、女性差別の問題では、マイノリティの立場から女性差別の学習を深めたい。解放運動のなかで、女性が果たす役割が大きいといわれるなか、女性が運動のなかでどんな位置にあるのかをしっかり学ばなければならない。「同対審」答申50年、「部落地名総鑑」発覚40年の節目の年を迎える今年、さまざまな立場で答申を振り返りながら学習を深める機会を次回に提供する」とあいさつがあった。

基調提案は新しく就任した宮本修作・書記長が提案した。

谷川雅彦・所長

日本ではじめての差別禁止法

「差別禁止法を求めて～障害者差別解消法と今後の解題」と題して谷川雅彦・部落解放・人権研究所の所長から、来年から施行される「障害者差別解消法」（以下、「解消法」）について説明された。「解消法」が求められる背景には、障害者への差別の実態が多くあった。たとえば、精神障害者の施設建設にかかわって周辺住民からの露骨な差別や理美容店での車いすお断り事件、聴覚障害者への賃貸仲介の拒否など数えきれない。一方、政府は「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備をすすめていた。「障害者基本法」を改正し、あらたに「解消法」を来年から施行する。「解消法」には、「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」がある。行政には法的義務が課せられるが、民間には合理的配慮については努力義務となる。主務大臣は、違反した事業者にたいし「報告」「助言」「指導」「勧告」することができ、「解消法」では努力義務であった合理的配慮も、「障害者雇用促進法」の適用で法的義務も発生するなどの説明がなされた。

朴君愛さん

ジェンダーとは？日々の生活をふりかえる

つぎに「誰もがもっと自由に生きやすくなる社会を―私が出会った学びと考える経験から女性の人権」と題して、朴君愛（パククネ）・アジア・大平洋人権情報センター主任研究員から、在日としての私、ジェンダーとはなにか、女性差別撤廃条約にかかわって、第7、8次日本政府報告の審査がスイス・ジュネーブでひらかれることなどが報告された。また、ジェンダーを理解するためのワークショップでは「男と聞いて思いつくこと、女と聞いて思いつくこと」というテーマで付せんにひとこと書き記し、ひとつづつ検証した。参加者は、いわれてみれば、そうだと思うことが多く、日々の生活をみなおしてみるのも大切と語った。

頑健

今年は、例年にまして暑い夏だ。強行採決され参議院に送られた「安保関連法案」が審議されている。それにしても現在の日本は、70年以上も前のドイツに酷似している▼かのハイル・ヒトラーは、平和を訴え、景気回復（労働者の生活向上）のための公共事業をすすめた。第一次世界大戦のつけと恐慌のなかにいた国民は、ヒトラーの訴えと政策を支持し、絶妙の演説に潜在的な民族意識を掻き立てられた。やがて共産主義者とユダヤ人を敵とし、団結心を高めた。さらに当時最高だとされた「ワイマール憲法」を「全権委任法」によって事実上骨抜きにした。その後ヒトラーの行動は誰もが知るところである▼第二次安陪内閣は、景気回復を前面にだす一方で「解釈改憲」をおこない「特定機密保護法」の強行採決をおこない、今また「安保関連法案」の成立をめざしている。その理由は、平和と国民幸福権だ。しかし、国民の多くが反対し、学者たちも憲法違反だとしている▼こうした一連の動きをみるたびに、以前「ナチの手口をみならう」といった麻生副総理の暴言を思い出す。まさに「ナチスの手口」そのものだ▼70年たった今、あらためて私たち国民がどう行動するのかを考える夏なのだ。

（S・I）